

エゾシカ保護管理計画

(平成14年3月作成)

(平成19年3月改正)

北海道環境生活部

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	
(1) エゾシカ保護管理の経緯	1
(2) エゾシカの生態的特性	1
2 計画策定の目的	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象地域	2
(1) 本計画の対象地域	2
(2) 地域区分	2

第2章 保護管理の推進

1 保護管理の目標	
(1) 東部地域	3
(2) 西部地域	3
2 目標達成のための方策	
(1) 個体数管理	3
(2) 被害防除	6
(3) 生息環境の保護整備	6
(4) その他目標達成のための方策	7
3 モニタリングと調査研究	7

第3章 計画の実施について

1 合意形成	8
2 推進体制	
(1) エゾシカ保護管理検討会・エゾシカ専門家部会	8
(2) エゾシカ対策協議会・地域連絡協議会	8
(3) 「知床半島エゾシカ保護管理計画」の推進体制	8

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) エゾシカ保護管理の経緯

エゾシカは、明治初期の大雪と乱獲により一時は絶滅寸前にまで激減したが、その後の保護の政策や生息環境の改変などによって、分布域を拡大しながら生息数を増加させ、近年、昭和末期から平成にかけて道東地方を中心に農林業被害額が急激に増加し、平成8年度には50億円を超えるなど深刻な社会問題となり、適正な保護管理の実行が求められていた。

このような状況に対処するため、道では、平成6年度から主要な越冬地である阿寒地区においてオスジカに加えメスジカの捕獲を行ってきたが、農林業被害の軽減にはつながらず、天然林の樹皮剥離や林床植物の減少など生態系への悪影響も生じてきた。

このため、道では、平成9年度に庁内に副知事を中心として関係各部からなる「エゾシカ対策協議会」を設置し、保護管理対策、農林業被害防止対策、シカ肉の有効活用対策など、エゾシカの総合対策事業に取り組み、この総合対策の一環として、平成10年3月、主要な生息地である道東地方（網走、十勝、釧路、根室、の4支庁管内）を対象として、「道東地域エゾシカ保護管理計画」を策定し、計画的な個体数管理の取組みを進めてきた。

さらに、平成11年6月に鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（以下、「鳥獣法」という。）が改正され、特定鳥獣保護管理計画制度が創設されたことを受けて、平成12年9月に第8次北海道鳥獣保護事業計画の下位計画として、「エゾシカ保護管理計画」を策定し、道東地方のほか、エゾシカの農林業被害が拡大傾向にある道央・道北地方（空知、上川、宗谷、胆振、日高の5支庁管内）を対象地域に加えて、保護管理の取組みを進めてきたところである。

(2) エゾシカの生態的特性

エゾシカの保護管理に必要な生態等に関する基礎資料を得るため、道では、昭和59年度から生息分布状況等の調査を開始するとともに、平成3年度からは、北海道環境科学研究センターが中心となって、モニタリング等の調査研究を進めてきており、これらの成果から、次のようなエゾシカの生態等が明らかになってきている。

[生態的特性]

- ・ エゾシカ個体群は、阿寒地区、大雪及び日高山系を中心に生息しており、これらのうち阿寒地区の個体群が最大規模であり、中には越冬地である白糠丘陵から直線距離で50kmから100kmに及ぶ、広域にわたる季節移動を行う個体もある。
- ・ 繁殖状況については、2才以上のメスジカの妊娠率が極めて高いうえに、近年の暖冬の影響などで自然死亡する割合が低下しており、捕獲されないなどの条件下では年率15～20%程度の高い増加率（4～5年で2倍に増える）を示す。
- ・ 人間の生産活動との関連では、ほとんどの植物を食べる幅広い食性と林縁を主な生活場所にするにより、農林業被害を引き起こしやすい。
- ・ 自然植生への影響では、群れをつくる習性から、生息密度が状況によっては極めて高くなるため、植生の著しい退行など森林生態系に大きな影響を与える。
- ・ 自然条件下では、豪雪に弱く、積雪の量及び期間によっては大量死が発生するおそれがある。

2 計画策定の目的

新たに創設された特定鳥獣保護管理計画制度は、都道府県鳥獣保護事業計画の下位計画として、地域的に著しく増加している種の個体群について、当該鳥獣の生息状況、農林業被害や生態系の攪乱の程度等を勘案しながら、当該鳥獣の絶滅を回避し、将来にわたって安定的な生息水準を確保することを目的としている。

本道においては、平成10年度からの「道東地域エゾシカ保護管理計画」、平成12年度からの「エゾシカ保護管理計画」に基づき、エゾシカの個体数管理等の取組みを行ってきたが、道東地方においては個体数が減少傾向にあるものの依然として高密度にあること、その他の地域においても拡大が懸念され、上位計画である第8次北海道鳥獣保護事業計画が終了する平成14年度以降も、引き続き適正な保護管理を進め

る必要がある。

このため、新たな第9次北海道鳥獣保護事業計画の下でこの計画を策定し、人間活動とエゾシカとの軋轢を軽減するとともに、エゾシカの絶滅を回避しながら安定的な生息水準を確保するよう適正な保護管理を行うことにより、道民共有の自然資源であるエゾシカと人間の共生を目的とするものである。

3 計画の期間

この計画の期間は、第9次北海道鳥獣保護事業計画の計画期間を勘案して、平成14年4月1日から平成20年3月31日までとする。

なお、本計画が終期を迎えたときは、計画の達成状況に関する評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続等について検討を行う。

また、計画の有効期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変動が生じた場合などは、必要に応じて計画の改訂等を検討する。

4 計画の対象地域

(1) 本計画の対象地域

前計画においては、西南部地域（石狩、渡島、檜山、後志、留萌支庁管内）を計画の対象外としていたが、エゾシカの生息区域やエゾシカによる被害発生区域が年々拡大していることから、北海道全域を本計画の対象地域とする。

(2) 地域区分

本道に生息するエゾシカは、その生息状況や人間活動との軋轢の度合いなどが全道一様ではなく、大きな地域格差が生じており、各地域の実態に応じた保護管理を進める必要がある。

このため、エゾシカによる激甚な被害の発生している東部地域（網走、釧路、根室及び十勝支庁管内）と、被害が拡大している西部地域（石狩、渡島、檜山、後志、空知、上川、留萌、宗谷、日高及び胆振支庁管内）と、本道を2地域に区分することとし、エゾシカの生息状況、農林業被害の発生状況等を勘案し、東部地域及び西部地域について、それぞれの保護管理目標を設定してきめ細かな施策の検討と実施に努めるものとする。

なお、東部地域のうち、知床半島地域については、環境省が策定した「知床半島エゾシカ保護管理計画」に基づき実施するものとする。

【地域区分の概要】

地域	支庁	生息・分布状況	越冬地（適地）の状況	農林業被害の特徴	積雪	当該地域の特徴
東部地域	網走 十勝 釧路 根室	・安定した分布域で、明治期の絶滅危機時にも個体群が残存 ・近年、阿寒地区を中心に大発生 ・夏季と冬季で異なる生息地間で季節移動	・白糠丘陵は道内最大の越冬地 ・平野部を中心に広範な越冬適地	・激甚 ・約27億円（平成12年度）（全道の約8割） ・慢性的な被害 ・被害額は平成8年度をピークに減少傾向	少	・積雪及び餌条件等によりエゾシカの最も主要な生息地 ・人間活動との軋轢が甚大であり、保護管理の最重要地域
西部地域	石狩 渡島 檜山 後志 空知 上川 留萌 宗谷 日高 胆振	・日本海側を除くと安定した分布域 ・近年、分布域の拡大と生息数の増加 ・渡島半島には移入個体群が定着	・大雪及び日高山系に中規模の越冬地 ・日本海沿岸及び渡島半島に小規模な越冬地	・微～大（地域差大） ・約9億円（平成12年度）（全道の約2割） ・慢性的な被害と散発的な被害 ・昭和末期から現在まで、増加傾向が継続	少～多	・大雪及び日高山系は東部地域に次ぐ好条件の生息地 ・近年の暖冬傾向等により東部地域と同様の大発生のおそれが懸念 ・多雪地域においても、農業被害が拡大

第2章 保護管理の推進

1 保護管理の目標

(1) 東部地域

東部地域は、エゾシカの主要な生息地であるが、近年の大発生により人間活動との軋轢が激甚化している地域である。

農林業被害額は平成12年度には約27億円と全道の約8割を占めており、地域の基幹産業の農業に深刻な影響を与えているほか、樹皮の食害等による森林生態系への悪影響も発生しているなど、エゾシカ保護管理の最重要地域であり、最優先で対策を進める必要がある。

このため、東部地域の保護管理の目標は次のとおりとする。

- 個体数の大幅削減による人間活動との軋轢の緊急的軽減
- 絶滅を回避しながら安定的水準を維持する個体数管理の実行
- 森林生態系への悪影響の軽減

(2) 西部地域

西部地域は、明治初期の絶滅危機時にも個体群が残存した大雪及び日高の中規模越冬地を中心とし、近年になって生息数が増加している道央部と、分布の拡大がうかがえる日本海沿岸及び渡島半島に続く地域である。

農林業被害額は、昭和末期から現在まで増加傾向にあり、平成12年度は約9億円と全道の約2割を占めており、被害発生の減少と拡大防止を図る必要がある。

特に、東部に接する地域においては、近年の暖冬傾向により東部と同様の「大発生」のおそれがあることなどから、西部地域の保護管理の目標は次のとおりとする。

- 個体数の調整による人間活動との軋轢の軽減
- 状況の監視と大発生の予防策の実施
- 森林生態系への悪影響の防止

2 目標達成のための方策

(1) 個体数管理

個体数管理は、狩猟と個体数調整のための捕獲の組合せにより実効を図ることとする。

狩猟については、狩猟の期間、狩猟者1人1日あたりの捕獲数、捕獲対象性別の制限などにより、捕獲圧の調整を行う。

個体数調整のための捕獲については、許可の基準（1許可あたりの捕獲頭数や従事者数、期間）の段階的な設定・適用を行い、捕獲圧の調整を行う。

狩猟の制限や許可基準の適用による捕獲圧の調整については、各種調査結果を得ながら原則として毎年実施することとする。

① 東部地域

【方法】

東部地域においては、これまでの調査研究の結果等を踏まえた科学的な知見などにに基づき、エゾシカの絶滅を回避しながら安定的に生息できるよう、フィードバック管理手法を用いて個体数管理を進める。

個体数管理にあたっては、平成5年度末の推定生息数を基準（個体数指数=100）として、大発生水準（個体数指数=50）、目標水準（個体数指数=25）、許容下限水準（個体数指数=5）の3段階の個体数指数を管理水準として定め、その水準に応じて、緊急減少措置、漸減措置、漸増措置、緊急保護措置の4段階の管理措置のいずれかを実施する。

※「フィードバック管理」

野生動物の個体数管理の理想は、絶滅も増え過ぎも避け、できる限り適正な水準に維持することであるが、生存率や繁殖率等は環境とともに変化し（非定常性）、そもそも正確な情報を得ること自体が非常に困難である（不確実性）。

そのため、当該地域のエゾシカ個体数管理にあたっては、非定常性及び不確実性を考慮し、変動幅のある許容範囲に抑えることが可能な手法を用いることとする。

具体的には、各種の生息状況調査から得られた生息数を相対的な指数に置き換えた「個体数指数」によって、その指数が増加傾向にあるか、減少傾向にあるかを把握し、指数の状況に応じて捕獲圧を調整するフィードバック管理手法を採用する。

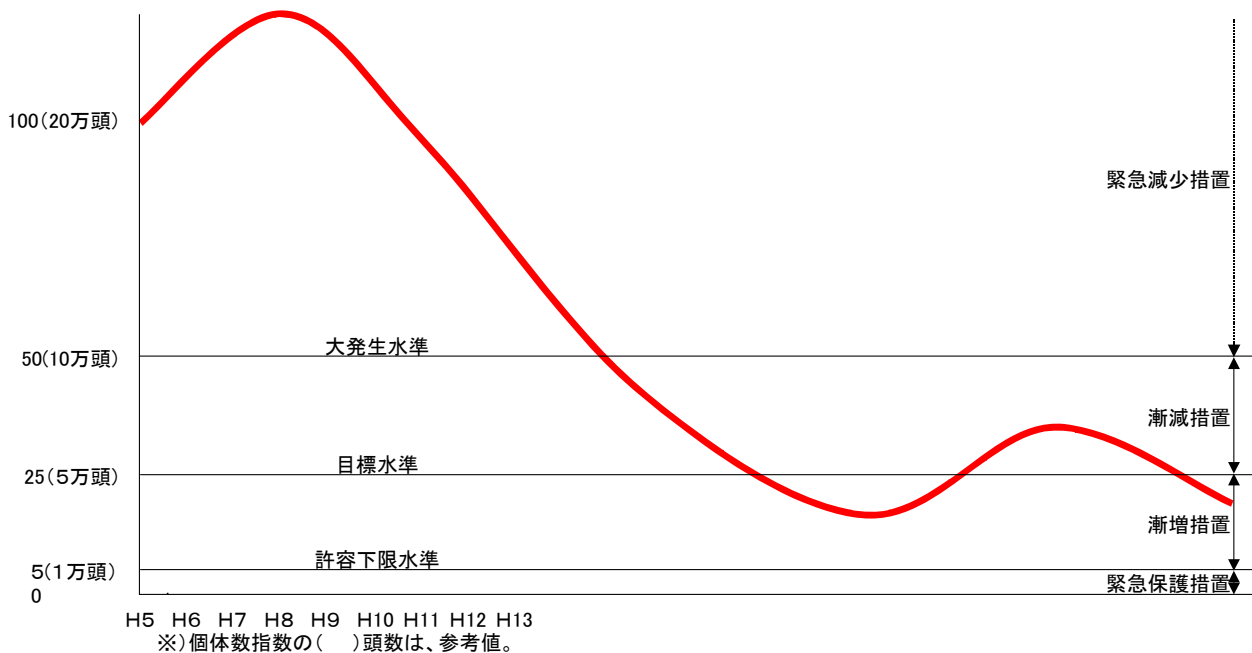
※「個体数指数」

平成5年度の各種調査から得られた値（ライトセンサス、ヘリコプターセンサス、農林業被害額等）を、個体数指数 100 として基準値化し、それら個体数指数の動向を、東部地域のエゾシカの推定生息数の動向とみなし、総合的に判断して捕獲圧を調整する。

【管理措置区分と管理水準との関係】

管理措置区分	個体数指数の範囲
①緊急減少措置	大発生水準（個体数指数=50） < 個体数指数
②漸減措置	目標水準（個体数指数=25） < 個体数指数 ≤ 大発生水準（個体数指数=50）
③漸増措置	許容下限水準（個体数指数=5） < 個体数指数 ≤ 目標水準（個体数指数=25）
④緊急保護措置	個体数指数 ≤ 許容下限水準（個体数指数=5）

<東部地域の個体数管理の概念図>



[3種類の管理水準（個体数指数）]

ア. 大発生水準

個体数が著しく増加するおそれのある水準として、個体数指数 50 とする。

農林業被害が急増し始めた昭和 60 年代当初の推定生息数に相当する。

イ. 目標水準

気象変化等による個体数変動が起こったとしても、許容下限水準を割り込むおそれのない水準として、個体数指数 25 とする。

ウ. 許容下限水準

遺伝的多様性の維持及び、個体数の約半数の大量死が生じる 20 年に 1 度の確率の豪雪が 2 年連続しておきても最小存続個体数（成獣 1,000 頭）を下回ることのない水準として、個体数指数 5 とする。

[4段階の管理措置]

ア. 緊急減少措置

個体数指数が大発生水準より上回っている場合に、狩猟や駆除などの個体数調整によるメスジカの捕獲を積極的にいき、大発生水準よりも低く維持できるように誘導する。

なお、出産数への影響などが、幼獣の出産可能齢までの成長にかかる時間などのため、措置実施後2年以上遅れて生じることを考慮し、注意深くモニタリングしていくこととする。

イ. 漸減措置

前年の積雪が通常で、個体数指数が目標水準よりも高い場合に捕獲圧を高めに設定し、減少へと誘導する。

ウ. 漸増措置

個体数指数が目標水準よりも低い場合に捕獲圧を低めに設定し、メスジカの捕獲を制限しオスジカを捕獲することにより捕獲数の安定化を図り、個体数の増加へと誘導する。

エ. 緊急保護措置

個体数指数が許容下限水準を下回った場合に狩猟による捕獲を禁止し、個体数調整による捕獲を必要最小限とするなどの保護措置をとり、個体数を増加へと誘導する。

豪雪の翌年度の狩猟についても、前年度までの個体数指数の傾向を踏まえ、禁猟の必要性を検討する。

【実行】

平成13年度末現在の個体数指数は大発生水準を超えていることが予測されるため、当面は、平成10年度から実施している緊急減少措置を継続して、大発生水準以下に誘導することとし、個体数調整に大きな影響力を持ち、確実に個体数を減少させることができるメスジカの捕獲を進めることにより、効率的に大発生水準以下への誘導を目指すものとする。

また、個体数指数が大発生水準を下回った段階においては、速やかに漸減措置に移行するなど、指数の動向に留意しながら、目標水準の達成及び維持に努めることとする。

なお、各措置の実施にあたっては、エゾシカ個体群の生息状況等の地域差や、地理的連続性などを考慮する。

② 西部地域

【方法】

西部地域においては、地形的要因等から東部地域と同様の指数管理が困難であることから、エゾシカの大発生を予防し、安定的な個体数の生息水準を確保するための基準を設定することにより、個体数管理を進める。

基準については、東部地域におけるモニタリング結果をエゾシカ生息動向の変化の閾値として準用する。

【大発生予防地域の選定基準】

被害の大発生を予防する地域の選定基準は、次のとおりとする。

ア 比較的継続的に実施されてきたライトセンサス結果で、原則 [9頭/10km] 以上

イ 農林業被害の発生状況で、原則 [5,000万円/過去3年間計] 以上

ウ その他 (捕獲の実績、地理的な条件等)

【実行】

西部地域では、大発生予防地域を、市町村単位を基準に地理的連続性などを考慮しながら設定し、狩猟期の1人1日あたり捕獲数の緩和等を行うなど、効果的な個体数減少を図るため、メスジカの捕獲を進めるものとする。

大発生予防地域以外における狩猟については、禁猟もしくはオスジカのみを対象とする。

(2) 被害防除

① 農林業被害対策

【被害発生状況】

エゾシカによる農林業被害額は、昭和51年度に初めて1億円を超え、昭和60年代以降、東部地域を中心に急激な増加を示し、平成8年度には50億円を超えたが、その後は減少傾向に転じている。

平成12年度の農業被害については、全被害額の約99%とそのほとんどを占めており、被害作物は牧草が約半分を占めるほか、てん菜、小麦、ばれいしょ、水稲と続いている。

また、平成12年度の林業被害については、人工林が面積の約96%を占め、若い造林木の新芽・新葉の食害のほか、樹皮剥ぎ、角こすり等が発生しており、天然林では、ハルニレ、オヒョウ、エゾイタヤ、イチイなどが被害を受け、樹皮剥ぎは一般的に小径木に集中しているが、ニレ類では大径木にまで及んでいる。

【農業被害防除対策】

農業被害の防除のため、被害発生地での捕獲の実施とともに、農地へのエゾシカの侵入防止を目的とし、被害の大きい東部地域などにおいては、電気柵、ネットフェンス等の侵入防止施設を設置してきており、その延長は平成12年度末で約2,200kmに達する。

今後も、被害の実態や地域の状況に応じ、侵入防止施設の計画的及び効果的な設置、個体数調整のための捕獲の実施等により、被害防止の推進を図ることとする。

【林業被害防除対策】

森林被害の防除のため、捕獲を実施するほか、若齢級の造林木の食害防止を目的とした忌避剤の塗布・散布を行う。

また、良好な天然林自生地で、激甚な冬季の樹皮剥ぎ被害などの発生している林分においては、緊急的な被害対策として、給餌の実施などの新たな防除手法による被害の軽減方策についても検討する。

② 交通事故対策

エゾシカによる道路交通事故は、道路へのエゾシカの侵入・飛出しによる車両との衝突、又はドライバーの回避行動に伴う路外への逸脱、車両相互の衝突等により発生するもので、平成12年中の東部地域における事故発生件数（届出件数）は521件と減少傾向にあるものの、死亡事故も2件発生している。

道路交通事故の特徴としては、発生時期は秋季が多く、全体の約4割を占めるとともに、発生時間が夕方の薄暮時から夜間にかけてに集中していることがあげられる。

道路交通事故の発生防止のため、事故の多発する地域・時期・時間等の周知などドライバーに対する普及啓発を図るとともに、交通事故多発地帯においては、既存の道路整備に併せて、横断施設（ボックスカルバートやオーバブリッジ）、道路侵入防止用の反射板・フェンス、ドライバーへの警戒標識等の事故防止用施設を必要に応じて整備する。

また、鉄道軌道へエゾシカが侵入することにより生じる、列車運行の遅れなどの列車支障も、発生件数・箇所ともに増加傾向にあるため、関係機関と連携し、支障発生の減少、事故発生防止に努める。

(3) 生息環境の保護整備

① 森林生態系の保全

エゾシカを含めた健全な森林生態系を保全するため、エゾシカが高密度で生息する地域においては、天然林の林床の新芽や萌芽への食害による天然更新の阻害及び樹種構成の変化という森林生態系の攪乱にも着目し、その被害の防止に配慮する。

また、エゾシカの生息する森林においては、下枝の採食などにより樹木の形態の変化が生じる、いわゆるディアラインの形成が見られるため、これを個体数管理の指標として利用する方策について、実施の可否を含めて検討を行うこととする。

② 生息環境の保全

エゾシカの安定的な生息水準を確保するため、長期的な観点から、主な生息地である森林地域等を対象として、鳥獣保護事業計画に基づく鳥獣保護区の設定等を計画的に進めるとともに、エゾシカの広い行動範囲を考慮した鳥獣保護区の配置について検討を行う。

また、東部地域の緊急減少措置対象地域や西部の大発生予防地域などの個体数管理のためにエゾシカの捕獲を積極的に進める必要のある地域においては、原則として休猟区の設定を見合わせるとともに、個体数の増加を図る場合にあっては、エゾシカの季節的移動等の情報も参考として、効果的な休猟区の設定に努めるものとする。

なお、豪雪によるエゾシカの絶滅を回避するため、降雪時にシェルターとしての役割を持つ、森林環境の保全に留意することとする。

(4) その他目標達成のための方策

① 有効利用

エゾシカは、農林業被害などの負の影響をもたらすという面もある一方で、自然観察の対象としての観光資源や、狩猟対象としての資源という道民にとっての正の価値も持ち合わせている。

捕獲されたシカ肉の有効利用を図るため、衛生的な処理や流通のための環境整備を進める。

また、観光資源としての有効活用などを通して、エゾシカの存在が地域の経済面などにもたらす波及効果を把握し、その価値を一層高めるための施策を検討し、関係団体、機関と連携して実行することにより、人間とエゾシカの共生を図るものとする。

② 狩猟環境の整備

エゾシカ捕獲後の残滓の放置により、他の野生動物の生態への悪影響の発生や、猟場環境の悪化が懸念される。

引き続き狩猟者に対して残滓の適正処理についての普及啓発を行うとともに、残滓の放置状況の実態把握を行い、残滓の適正処理対策の検討・実施を図る。

③ 管理地域区分等の検討

個体数管理のきめこまかな検討を行うため、エゾシカの生息状況を勘案した管理地域区分の検討を進めるとともに、エゾシカの狩猟資源としての適正な管理を進めるため、管理型狩猟としての猟区の設定、捕獲数の総量規制の実施方法等について、本道の自然・社会条件を踏まえた制度の検討を行うものとする。

④ 個体群構成への配慮

エゾシカの捕獲が個体群に与える悪影響を防止するため、特にオスジカの過剰捕獲などによって個体群の性比や年齢構成などに極端に不自然な状態が生じないように、個体数調整の実施に当たっては、モニタリングにより個体群構成の把握に努めるものとする。

3 モニタリングと調査研究

エゾシカの適正な保護管理を推進するためには、分布、生態、個体数等の科学的なデータが必要であることから、計画的、継続的な調査研究の実施を図るものとする。

特に、東部地域におけるフィードバック管理手法を用いた個体数管理の実行に当たっては、個体数指数の把握のためのモニタリングが不可欠であり、その精度の向上や効率的な実施に努めるとともに、西部地域においても、新たなモニタリング手法の開発も視野に置いて、調査の充実や効果的な実施が図られるようデータの蓄積を進める。

また、保護管理施策の効果を検証するため、今後も農林業被害の発生状況を把握することとし、調査研

究の成果を踏まえて、より精度の高い評価手法の導入や効果的な被害防除方法について検討を進めるほか、生息地管理のための森林の環境整備に必要な情報収集に努める。

なお、調査研究の実施にあたっては、北海道環境科学研究センターをはじめとする各道立試験研究機関や、関係機関・団体等の連携を図りながら進めるものとする。

【モニタリング内容等】

項 目	内 容	対象地域
個体数指数の動向調査	ヘリコプターセンサスやライトセンサス調査、JR列車への支障件数分析などを行う。	全道
捕獲個体分析調査	捕獲個体から下顎骨等の試料を回収し、年齢構成、繁殖状況等の分析を行う。	東部
テレメトリー・マーキング調査	捕獲個体に発信機等を装着して追跡し、広域的な移動経路や生息地利用、死亡要因等の調査を行う。	東部
生息環境調査	餌資源や植生環境等の調査を行う。	全道
捕獲状況調査	狩猟者を対象に捕獲実績と行動実態の調査を行う。	全道
被害状況調査	被害の実態、被害防除策の効果の検証を行う。	全道

第3章 計画の実施に向けて

1 合意形成

本計画の推進にあたっては、地元住民はもとより広く道民の理解と協力を得ることが必要不可欠であることから、行政と関係団体や関係者がお互いに連携を密にして合意形成を図りながら、各施策を進めて行くことが重要である。

このため、各種施策の方針やその達成状況、各種の調査結果等の情報については、速やかに公表するとともに、地元での検討結果や意見を参考として、保護管理施策等への反映に努めるものとする。

2 推進体制

(1) エゾシカ保護管理検討会・エゾシカ専門家部会

本計画を科学的知見に基づき推進するため、学識経験者からなる「エゾシカ保護管理検討会」（以下、「検討会」という）を設置するとともに、エゾシカの生息状況等について専門的な観点から分析・評価する専門家部会を必要に応じて開催する。

(2) エゾシカ対策協議会・地域連絡協議会

本計画の推進にあたっては、平成9年度に設置した、庁内関係各部からなる「エゾシカ対策協議会」を中心に、保護管理対策、農林業被害防止対策等の各種施策を総合的に推進することとする。

また、エゾシカの緊急減少措置の実行が求められる東部地域においては、地元関係機関の連携及び連絡調整の円滑化を図るため、支庁単位で連絡協議会を設置するとともに、西部地域においても、連絡調整や情報交換のための打合会議の開催などに努める。

さらに、より多くの道民意見を保護管理施策に反映していくため、その手法について検討する。

(3) 「知床半島エゾシカ保護管理計画」の推進体制

「知床半島エゾシカ保護管理計画」計画対象地域においては、環境省を中心に、関係機関と連携して推進することとする。